

健康・医療新産業協議会 第 1 回健康投資WG

事務局説明資料① (健康経営施策の進捗報告と検討)

令和 2 年 1 2 月 9 日

経済産業省 商務・サービスグループ

ヘルスケア産業課

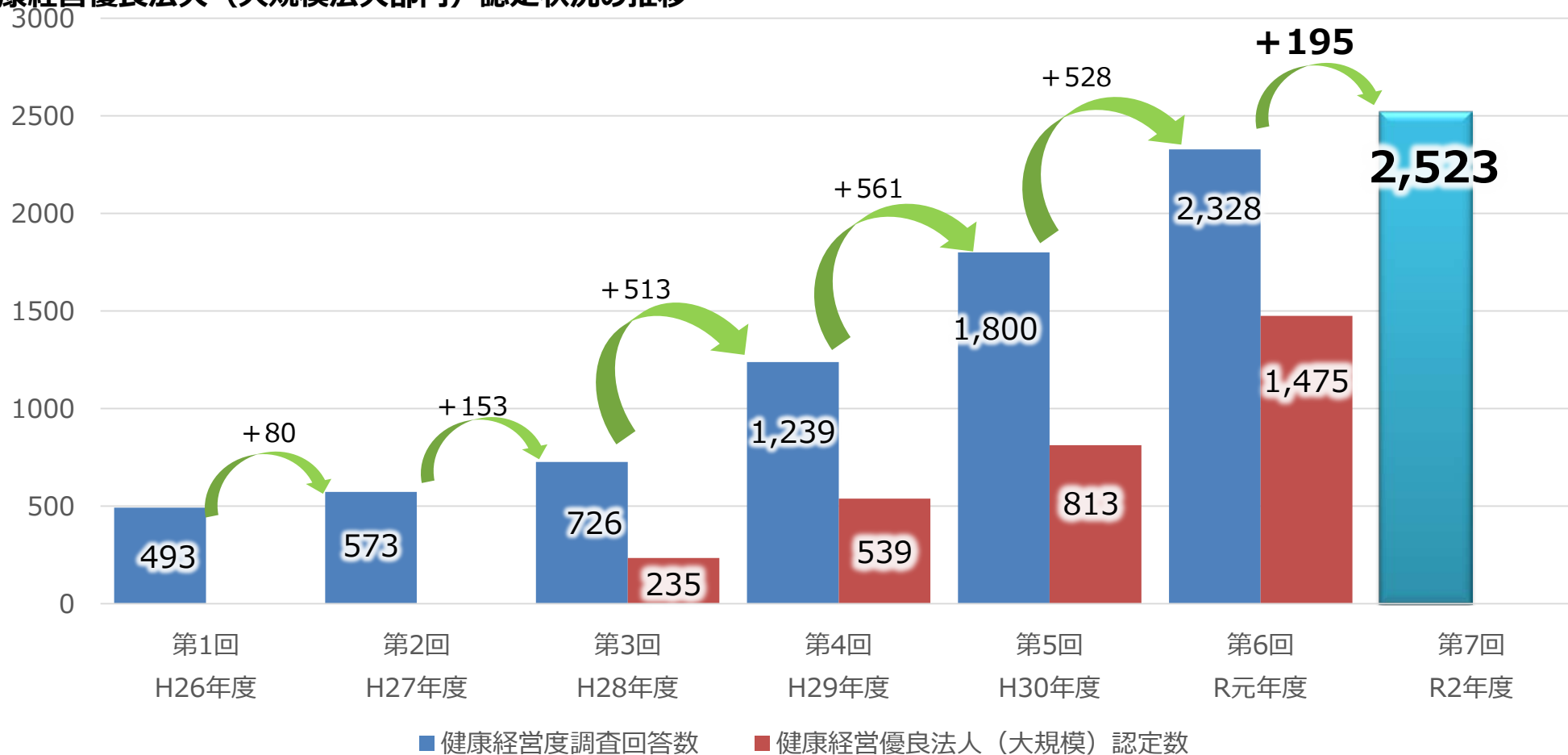
- 1. 令和2年度健康経営顕彰制度の状況報告**
- 2. 令和3年度の評価項目について**
- 3. その他の施策**

1. 令和2年度健康経営顕彰制度の状況報告

令和2年度健康経営度調査結果の概要

- 令和2年度健康経営度調査（第7回）の回答法人数は、前回から195法人増加の2,523法人であった。また、回答法人のうち上場会社は970社であった。
- コロナ禍においても回答数は増加したが、過去3年間の伸びと比較すると鈍化した。

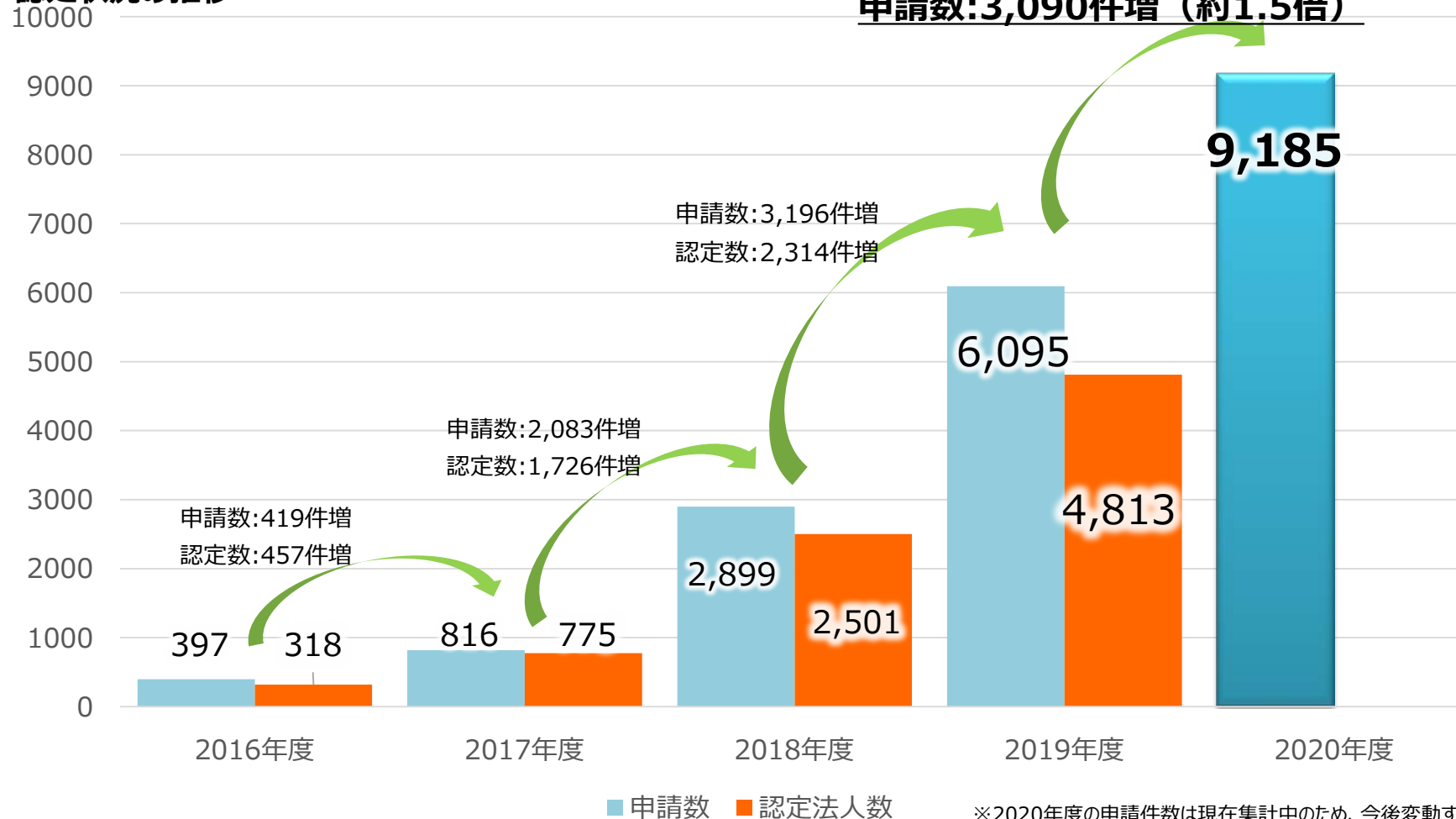
健康経営度調査回答数、
健康経営優良法人（大規模法人部門）認定状況の推移



健康経営優良法人2021（中小規模法人部門）申請状況

- 令和2年8月24日～11月27日の期間で申請受付を実施。昨年の1.5倍を超える9185法人から申請があった。
- 今年度より新たに創設した「ブライト500」への申請は5018件だった。

健康経営優良法人（中小規模法人部門） 申請・認定状況の推移



※2020年度の申請件数は現在集計中のため、今後変動する可能性がある。

2. 令和3年度の評価項目について

(銘柄・大規模法人部門) 特定健診・特定保健指導実施率について①

- 2018年度（健康経営優良法人2019）から、保険者（健保組合、共済組合等）に対する後期高齢者支援金の加算・減算制度と関連させた制度設計を実施。
- 優良法人2020時の条件（保険者単位の特定健診・特定保健指導実施率のみで判断）を優良法人2021以降も実施するとしていたが、様々な課題がある。

優良法人2019（2018年度）

法人単位の実施率で判断

申請時：申請法人単位の特定健診・保健指導の実施率（2017年度実績）が加算対象に相当していないことが必要。相当している場合は、2018年度の実施率を向上させることについて、共同申請者である保険者との連名で誓約を求める。

認定期間中：2018年度実施率（保険者→厚労省報告分）が加算対象相当であることが判明した場合は、**認定を取り消す。**

後期高齢者支援金加算減算制度			健康経営優良法人2019	
	保険者の実施率 (2017年度実績)	法人の実施率 (2017年度実績)	申請時 (2018.11)	(認定後) 法人としての2018年度実績が加算対象相当となった場合(2019.11)
特定健診・保健指導の実施率(加算基準)	0%	0%	×	/
	加算対象 (0%ではない)	加算対象に相当 (0%を含む)	誓約	2019認定取消
	加算対象 (0%ではない)	○	○	/
	○	加算対象に相当 (0%を含む)	誓約	2019認定取消

優良法人2020（2019年度）

保険者単位の実施率で判断

申請時：連名申請する保険者単位の特定健診・保健指導の実施率（2018年度実績）が加算対象でないことが必要。

認定期間中：2018年度実施率（厚労省公表分）が加算対象相当であることが判明した場合は、**認定を返納※させる。**

※10～20社程度が返納となる見込み

後期高齢者支援金加算減算制度			健康経営優良法人2020	
	保険者の実施率 (2018年度実績)	法人の実施率 (2018年度実績)	申請時 (2019.11)	厚生労働省による実施率公表の数値が申請時と異なっており、加算対象である場合(2020.3)
特定健診・保健指導の実施率(加算基準)	0%	/	×	/
	加算対象 (0%ではない)	/	×	/
	○	/	○	2020認定返納

優良法人2021

(2020年度、審査中)

コロナにより考慮しないこととした

申請時：新型コロナウイルス感染症により加算減算制度の取扱いが未定であり、調査受付開始時点で2019年度実施率の基準を定められないため、実施率を考慮しないこととした。

認定期間中：認定期間中に2019年度実施率の基準が定まったとしても、**認定の取消、返納は行わない。**

※なお、優良法人2021は2020の制度をベースに複雑な救済条件を設けることを検討（第23回WGの議論のとおり）したものの、上記のとおりコロナにより救済条件自体が不要となった。

保険者単位で判断する場合（優良法人2020の条件）の課題

- **総合健保**には複数の法人が加入しており、他法人の実施率は申請法人と無関係のため、**保険者全体の実施率を条件とするのは厳しすぎるのではないか。**
- 保険者単位の実施率で判断する場合、**法人単位では加算対象相当の実施率だけが認定されてしまう法人がある。**
- 加算・減算制度の対象外である**協会けんぽと国保組合（全国土健保除く）**に加入している法人は、**保険者単位の実施率と無関係**に申請できることから、**公平ではない。**

(銘柄・大規模法人部門) 特定健診・特定保健指導実施率について②

- 健康経営に取り組むには保険者との連携が重要であるが、実施主体は法人であるため、より法人の取組を重視する制度設計とし、2021年度（健康経営優良法人2022（大規模法人部門））以降は、**法人単位の特定健診・特定保健指導実施率のみを条件**としてはどうか。

健康経営優良法人2022（大規模法人部門）の条件（案）

保険者の法定義務である特定健康診査・特定保健指導に協力し、法人単位で以下の実施率を達成していること。

- ① 法人単位の特定健康診査の実施率（2020年度実績）が57.5%以上
- ② 法人単位の特定保健指導の実施率（2020年度実績）が10%以上

<ポイント>

- 2018年度から健保組合・共済組合を対象に行われている後期高齢者支援金の加算・減算制度では、特定健診・保健指導の実施率について以下の基準を設けている。単一健保・総合健保・協会けんぽ等の保険者種別に関係なく、最も高い基準を健康経営優良法人の基準としてはどうか。

* 2021年度は感染症拡大の影響を考慮し2020年度の加算対象及び加算率を適用する

特定健診の実施率			加算率			
単一健保	共済組合 (私学共済除く)	総合健保・私学共済 全国土木建築国保	2018年度 (2017年度実績)	2019年度 (2018年度実績)	2020年度 (2019年度実績)	2021年度 (2020年度実績)
45%未満		42.5%未満	1.0%	2.0%	5.0%	5.0%
45%以上～57.5%未満		42.5%以上～50%未満	—	0.5%(※)	1.0%(※)	1.0%(※)
特定保健指導の実施率			加算率			
0.1%未満			1.0%	2.0%	5.0%	5.0%
0.1%以上～1%未満			0.25%	0.5%	1.0%	1.0%
1%以上～2.75%未満		1%以上～1.5%未満				
2.75%以上～5.5%未満		1.5%以上～2.5%未満		0.25%(※)	0.5%(※)	0.5%(※)
5.5%以上～10%未満		2.5%以上～5%未満		—		

※第40回保険者による健診・保健指導に関する検討会（2020年11月19日）資料一部改変

- 法人単位の実施率は、健康経営優良法人2022(大規模法人部門)申請のタイミングで、申請書兼誓約書に記入させる。申請法人は、加入保険者に法人単位の実施率を問い合わせることを想定。なお、保険者は法人単位の実施率を把握していると考えられる。

従業員の喫煙対策

- 改正健康増進法の全面施行に伴い、受動喫煙対策は法令遵守程度 of 取組となったことから、従業員の喫煙対策を評価項目に追加することについて前回WGで議論いただいたが、方向性は定まっていない。
- 既に健康経営度調査・優良法人中小申請書には該当する設問があることから、現状のままでも喫煙対策の実施を促せるのではないか。

<令和2年度健康経営度調査票 従業員の喫煙対策に関する設問>

Q59. ◎ 従業員の喫煙率を下げるための取り組みを行っていますか。(いくつでも)

<input type="checkbox"/>	1 たばこの健康影響についての教育・研修
<input type="checkbox"/>	2 喫煙率を下げることを目的とした継続的な保健指導の実施
<input type="checkbox"/>	3 禁煙外来治療費の補助
<input type="checkbox"/>	4 禁煙補助剤の無償支給や購入費支給
<input type="checkbox"/>	5 禁煙達成者に対する表彰やインセンティブの付与
<input type="checkbox"/>	6 非喫煙者に対する継続的なインセンティブの付与(手当や有給の特別休暇・休憩時間など)
<input type="checkbox"/>	7 就業時間中禁煙の社内制度化
<input type="checkbox"/>	8 その他
<input type="checkbox"/>	9 特に実施していない

※健康経営優良法人(中小規模法人部門)についても、同様の設問を設けている。なお、認定要件の適合判断には用いていない。

3. その他の施策

健康投資管理会計の企業実証について

- 現在、健康経営銘柄企業に協力いただき、健康投資管理会計ガイドラインに基づいた**健康投資管理会計の企業実証**を行い、**ガイドライン活用のメリットや課題**について意見を収集している。
- 今後は実証を踏まえ、ガイドラインの活用にあたっての留意点を把握し、**「ガイドライン活用のポイント」**として公開することによって、**より多くの企業への健康投資管理会計普及を図る。**

【スケジュール】

